

令和2年度
鹿児島地方最低賃金審議会

第4回

日時 : 令和2年8月25日(火)

10時00分～

場所 : 鹿児島合同庁舎第2会議室

鹿児島労働局

— 議 題 —

- 1 鹿児島県最低賃金の改正決定（答申）に対する異議申出について
- 2 鹿児島県最低賃金専門部会の廃止について
- 3 令和2年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 4 令和2年度産業別最低賃金の改正決定について
- 5 令和2年度産業別最低賃金に係る専門部会の運営について
- 6 その他

— 資 料 —

資料番号	資 料 項 目
1	令和2年度地域別最低賃金の審議・決定状況
2	異議申出書（写）
3	専門部会審議経過本審報告書（部会長）
4	運営小委員会報告書（写）、運営小委員会における労使の主な主張
(1)	自動車（新車）小売業
(2)	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
5	令和2年度最低賃金基礎調査結果（労働者数復元、事業所数復元） 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表及び総括表
(1)	自動車（新車）小売業
(2)	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
6	鹿児島県産業別最低賃金の改定状況の推移
(1)	自動車（新車）小売業
(2)	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
7	令和元年度産業別最低賃金決定状況（全国・ランク別）
(1)	自動車（新車）小売業
(2)	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

令和2年度地域別最低賃金の審議・決定状況

目安 ランク	都道府県名	前年度 決定状況	改定 最低賃金額	引上げ額	目安	目安比較	効力発生 予定年月日
A	東京	1,013	1,013	—	—	±0	—
	神奈川	1,011	1,012	1		+1	10月1日
	大阪	964	964	—		±0	—
	愛知	926	927	1		+1	10月1日
	埼玉	926	928	2		+2	10月1日
	千葉	923	925	2		+2	10月1日
B	京都	909	909	—	—	±0	—
	兵庫	899	900	1		+1	10月1日
	静岡	885	885	—		±0	—
	滋賀	866	868	2		+2	10月1日
	茨城	849	851	2		+2	10月1日
	栃木	853	854	1		+1	10月1日
	広島	871	871	—		±0	—
	長野	848	849	1		+1	10月1日
	富山	848	849	1		+1	10月1日
	三重	873	874	1		+1	10月1日
	山梨	837	838	1		+1	10月8日
C	群馬	835	837	2	—	+2	10月3日
	岡山	833	834	1		+1	10月1日
	石川	832	833	1		+1	10月7日
	香川	818	820	2		+2	10月1日
	奈良	837	838	1		+1	10月1日
	宮城	824	825	1		+1	10月1日
	福岡	841	842	1		+1	10月1日
	山口	829	829	—		±0	—
	岐阜	851	852	1		+1	10月1日
	福井	829	830	1		+1	10月2日
	和歌山	830	831	1		+1	10月1日
	北海道	861	861	—		±0	—
	新潟	830	831	1		+1	10月1日
	徳島	793	796	3		+3	10月3日
D	福島	798	800	2	—	+2	10月2日
	大分	790	792	2		+2	10月1日
	山形	790	793	3		+3	10月3日
	愛媛	790	793	3		+3	10月3日
	島根	790	792	2		+2	10月1日
	鳥取	790	792	2		+2	10月2日
	熊本	790	793	3		+3	10月1日
	長崎	790	793	3		+3	10月3日
	高知	790	792	2		+2	10月3日
	岩手	790	793	3		+3	10月3日
	鹿児島	790	793	3		+3	10月3日
	佐賀	790	792	2		+2	10月2日
	青森	790	793	3		+3	10月3日
	秋田	790	792	2		+2	10月1日
	宮崎	790	793	3		+3	10月3日
	沖縄	790	792	2		+2	10月3日
全国加重平均額		901		-	-	-	-

2020年8月21日

鹿児島労働局長 小林 剛 殿

令和2年鹿児島県最低賃金審議会の改定決定に対する異議申立書

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、真剣にご尽力いただいている委員の皆様から敬意を表します。鹿児島地方最低賃金審議会は、8月7日、今年度の鹿児島地域最低賃金の改定について、現行の790円を3円引き上げて793円にすると答申しました。

しかしながらこの答申は、労働者・県民の願い・要求からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には届いていません。

また、大都市圏と地方の地域間格差は深刻です。最高額の東京都(1,013円)と本県の最低賃金の差は時給で223円もあります。この格差は、若年者をはじめとする労働力が県外に流出する一因ともなっています。さらに新型コロナウイルスの感染拡大がとどまらない中、エッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者の多くは最低賃金水準で働いています。こうした労働者に報いるためにも、最低賃金の引き上げが必要です。

地方の過疎化・高齢化・人口減少が加速し、地域経済の疲弊を抑止し、人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げが決定的に重要です。

以上の点から、鹿児島県労働組合総連合として、今回の答申について下記のとおり異議を申し立てます。

記

1. 鹿児島地方最低賃金額を3円引き上げ、793円とするとした答申については不服です。再審議を求めます。
2. 最低賃金額を、生計維持にふさわしい額に引き上げてください。同時に、最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望しつつ、生活保護との乖離について、県庁所在地(県内最高値)で検証しなおしてください。
3. 最賃引き上げにあたって、中小零細企業に対する支援策の具体化は急務の課題です。政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させるよう意見を送付してください。
4. 異議に関する審議について、公開の場で審議してください。また、意見陳述の機会を保障してください。

以上



【異議を申し立てる理由】

(1) 労働者の生活実態からかけ離れた金額です

答申された最低賃金額では、「健康で文化的な最低限度の生活」はできず、ワーキング・プアを解消することはできません。

日本国憲法第25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とし、労働基準法第1条では「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定め、最低賃金法第9条3項は「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」としています。これらを重ねて読めば、「8時間労働で、健康で文化的な最低限の生活ができる水準が必要」であることは容易に判断できます。

当地方の最低賃金が、平均的な所定内労働時間勤務して生活できる水準に達しているかどうかは、上記の金額を見れば一目瞭然です。

ゆえに、今年の鹿児島地方最低賃金審議会の答申は低すぎます。その額の低さに対して異議を申し立てます。大幅に引き上げてください。

(2) 地域間格差の解消は喫緊の重要課題です

2020年1月31日及び4月28日に公表された総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」によれば、大学入学となる18歳で転入超過となっているのが東京都をはじめとする13都府県ですが、都道府県間を移動する数が最も多い22歳では、転入超過は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府の6都府県とすべてAランクの地方に限定されています。大学入学で都市部に移動し、さらに大学を卒業して就職する時点で東京を中心とした地方に若者が集中しています。地元に戻らない理由として「仕事がない」「賃金が安い」などが上げられています。

コンビニエンスストアで販売されている商品の価格は、全国どこでもほぼ同額です。しかし、そこで働く労働者の賃金は、最低賃金近傍の額で募集されています。郵便局の非正規労働者の募集賃金は、地域最低賃金+20円で統一されています。自治体のアウトソーシングや指定管理者施設で働く労働者の賃金も、約半数が最低賃金水準です。全国展開する大手企業の正社員の基本給を「地域最低賃金×みなし労働時間+諸手当」と定めている企業があり、同一業務でも、支店の所在地によって基本給に地域間格差が生じています。国家公務員も地方公務員も、市区町村ごとに0%~20%の範囲で「地域手当」が定められており、同じ公務の仕事でも勤務地によって地域間格差がついています。結果として、地域間格差が新卒者の応募にも悪影響を及ぼしています。

また、看護師の都道府県ごとの平均賃金は月額で9万円もの地域間格差があります。同一の国家資格に基づき、同じ診療報酬で働いているにもかかわらず、極めて歪んだ賃金形態といえます。ちなみにその地域間格差は、地域最低賃金額のばらつきと連動しています。

しかも今年の中央最低賃金審議会は、目安額も示さず、地域間格差についても全く触れませんでした。このような状況だからこそ、地域間格差の解消にむけて取り組むべきです。日本弁護士連合会も地域間格差の解消を強く求めています。その姿勢を示してください。

(3) 最低生計費には、全国どこでも大きな差はありません

全労連は、全国各地で、同一の調査票にもとづく「マーケット・バスケット方式」による最低生計費試算調査を実施しています。この調査は、「生活実態調査（消費動向含む）」「手持ち財調査」「価格（市場）調査」を実施し、最低限の水準を集团的に議論し、最低生計費を算出しました。いずれの地方でも、研究者が監修しています。すでに、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、埼玉県、東京都、長野県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府堺市、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県、沖縄県の27都道府県で実施しました。

その結果、首都圏は住居費が高い一方交通費は低い、地方は住居費が安いものの交通機関が不便なため中古車でも自家用車を保有せざるを得ず、その購入・維持経費が高いというように、地域によって「個性」が出てきますが、どの地方でも、25歳単身男性の最低生計費は、税・社会保険料込で月額22万円～24万円、年収260万円～290万円という結果になりました。月の労働時間を155時間とすれば、1,420円～1,590円、厚生労働省が用いている173.8時間として時間額を算出すると約1,240円～1,420円になります。現行の最低賃金額との格差も大きいですが、都市部も地方も、最低生計費に大きな差がないことも明らかになりました。

「地方は物価が安い」という声もありますが、総務省の「小売物価統計調査（構造編）」（2018年）によると、地域差指数は最も高い東京都の104.4と最も低い宮崎県の96.0で、その差はわずか8.4ポイントと賃金の格差ほど大きなものではありません。

2019年度の最低賃金の影響率は、最も高いのが神奈川県32.1%、続いて北海道の23.9%、第3位が大阪府の22.5%で全国平均が16.3%でした（第2回中央最低賃金審議会目安小委員会資料より）。

最低賃金法第9条2項の「3要素」のうち、「生計費」は、全国どこでも大きな違いがないこと、標準生計費の結果と、最低賃金が連動していないことから、あまり重視されていない状況になっています。

また、「実際の賃金」についてみれば、影響率が上昇を続けており、地域の賃金を決める重要な要旨として「地域別最低賃金」があることが容易に推測できます。実際、地域別最低賃金に貼り付いた賃金が多く見られます。そうすると、これまでの「地域の賃金水準を考慮して最低賃金を決める」という原則が、「最低賃金を考慮して地域の賃金が決まる」という流れに変化してきたように思います。

そうすると、地域間格差を正当化する根拠は「通常の事業の支払能力」しかないこととなります。しかし、それを判断する根拠が、「従事者一人当たりの付加価値額」だけであることに違和感を覚えます。

私たちは全国一律最賃制の実現、最低賃金額を「いますぐ1,000円以上に」という要求をもって運動を続けています。賃金水準の引上げ、地域間格差の解消を展望しつつ、政労使合意である「時間額を最低でも800円、2020年までの早期に加重平均1,000円」を実現するためにも、地方最低賃金審議会として独自の計画的にかつ大幅な引き上げが求められます。

(4) 「生活保護との乖離は解消した」という厚生労働省発表は再検証が必要

中央最低賃金審議会として行っている「生活保護との乖離」について、根本的な5つの重要問題が存在しています。それは、生活保護基準を安く、最低賃金を高く見せるための意図的な“数値操作”とも言える比較基準となっています。具体的には以下の5点です。

① 労働時間を年間上限の2,085時間と、実態と乖離した異常に長い労働時間で算定している。

→極めて稀有な労働時間で計算するのではなく、毎月勤労統計などの平均労働時間で計算すべき。

- ② 税金と社会保険料控除額を全国で最も低い沖縄県の値で計算している。
→ 都道府県ごとの調査数値があるのだから、実態に即した数値で計算すべき。
- ③ 勤労必要経費（勤労控除）を算入しない。
→ 最低賃金が賃金である以上、それを得るためにかかる経費である勤労控除の対象とすべき。
- ④ 生活扶助額を少なく算定している（人口加重平均を用いている）。
→ 加重平均を用いることで、法の適用を受けない市民が存在する可能性が出てくる。
- ⑤ 住宅扶助を、生活保護受給者の実勢値を用いて、実額より少なく算定している。
→ 減価償却の終了した自宅に居住する人の家賃も“ゼロ”として母数に算入されている。

この数年で、生活保護支給額は大きく削減されて、生活困窮者はさらなる苦しみを背負わされています。貧困解消の具体的なツールである最低賃金も、こうした意図的な数値操作で、「生活保護との乖離が解消された」と宣言されています。しかし、この金額が生活保護の実態を正しく表したものと、どうしても考えることができません。全労連では、この生活保護の計算式・基準の見直しを毎年求めており、昨年春にまとめられた目安安全協へも繰り返し要望を提出してきましたが、全く改善されませんでした。

こうした状況は、全国すべての県庁所在地で起きており、生活保護との乖離は解消していません。

このように人口加重平均を用いることによって、日本国憲法第 13 条の「個人の尊重」、第 14 条の「平等原則」、第 25 条の「生存権」に反して、最低賃金法第 9 条 3 講の適用を受けられない国民が生まれています。法や福祉は、平均で判断するのではなく、すべての人の生存権が確保される、個々人に応じた対応が求められなければならないはずです。その原則的視点に立ち返って、地方最低賃金審議会として、生活保護との乖離問題を再検証して、答申の額が適正かどうかもう一度審議してください。

地方最低賃金審議会の役割は、地方自治体の思いや叫び、市民の願いに答えるかどうかです。それは中央最低賃金審議会が示した「目安額でいいか」という議論ではなく、地方の市民の願いを実現する答申であるかどうか問われます。中央最低賃金審議会の目安を参考にしながらも、地方・地域にふさわしい最低賃金額を、地域の経済状況や実態を十分に斟酌して確定するところにあります。地方最低賃金審議会としてのアイデンティティーを堂々と示していただきたいと考えます。

(5) 中小企業支援策の拡充で、最低賃金引き上げに対応できる条件整備を

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、「アベノミクス」の成果をうけるどころか、異次元の金融緩和による原材料の高騰、変わらぬ低単価、売上低迷に悩み、消費税や社会保険料の負担に苦しんでいます。労働者の多くがこうした厳しい状況にある中小・小規模事業所で働いています。優越的地位の濫用は止まらず、公正取引ルールは、企業の元下請や上下関係の中では空文化しています。

ここ数年では、倒産する企業より、人手不足などによる経営困難で休廃業する中小企業が激増しています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して「経済好循環」を達するためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない政府の施策強化が求められます。

業務改善助成金についても、「生産性の向上」に拘りすぎず、もっと使いやすい制度として運営するように、地方最低賃金審議会から意見を強く述べていただきたいと考えます。

ちなみに韓国では、文在寅大統領が 2019 年 1 月からの最低賃金(全国一律制)を、現行の時給 7530 ウォンを 8,350 ウォン(日本円 1 円≒10 ウォン: 830 円~860 円程度)に引き上げることを発表し

ました。そうすると、CランクとDランクのすべてとBランクの半分にあたる36地方が、韓国の最低賃金を下回り、上回れるのは11地方だけになります。韓国では、中小企業に対して、引き上げた給料の差額分、社会保険料の減免、付加価値税の減免など、できうる限りの手を使って最低賃金引き上げをやり遂げる決意で臨んでいます。

日本でできないはずはありません。鹿児島地方最低賃金審議会の総意として、国及び関係各機関に対して、利用しやすい中小企業振興策の創設と拡充を強く求めてください。

(6) 密室審議の中で出された答申であり、公開の場で堂々と再審議すべき

中央最低賃金審議会運営規定の第6条に「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる」と定めています。

専門部会を非公開にする理由が、まったく理解できません。傍聴者の存在が、会議の進行や意思表示を阻害する「邪魔者」として扱われているようにも見えてしまいます。発言をするわけでもなく、沈黙の中で、社会的に関心が高まっている最低賃金がどのように決まっていくのか、労・使・公益、各委員がどのような主張をするのか、固唾を呑んで見守りただけです。そういう人がいることで、真摯な討議ができなくなるという理由こそ、使用者代表、労働者一般の代表として選ばれている公的委員の自覚の問題ではないのかと、逆に大きな不信感となってしまいます。

鳥取地方最低賃金審議会の元会長だった鳥取大学名誉教授の■■■■氏は、①審議会を全面公開、振るオープン化した、②意見聴取の実質化（紙による提出ではなく実際に専門部会に出席してもらって、直接意見を述べてもらう）、③傍聴の自由化、④水面下での交渉の禁止（審議会の場以外での調整を禁止した）、という4つの改革を実行したところ、「議会における委員の発言が多くなったのは確かだ。その意味で、審議会が活性化したといえる。その原因は、審議会を全面公開したからというよりも、従来のように、水面下において最賃額の調整が図るようなやり方を廃止したからだと思う。審議会の外での意見調整を禁止したので、審議会の場で話し合うしかなくなったわけだ。本来、私が審議会の完全公開によってめざしたことは、これまではあまりにも最賃決定の過程が不透明で、国民の知る権利が侵害されている、そうした状況を是正することにあつた。透明性や公平性が求められる行政は、もっと積極的に情報公開につとめる必要がある。原則公開とうたいながら、肝心なところは非公開となっている最賃審議会のあり方を正したかったからである。そうすることによって、国民の監視が強まり憲法25条が提唱している健康で文化的な最低限度の生活が保障される最賃額に決まることを期待してきた」と述べています。そして「旧来の因習に拘泥する姿勢を改めることによって、審議を透明化し、労使双方の主張を鮮明に出し合って理解しあうことができるようになった」とその改革の効果を評価しています。

国民から審議経過がまったく見えず、議事録も改定が決まってから後日、ひっそりと公開されるのでは、最低賃金に対する社会的不信が高まるのも当然だと考えます。

異議に関する審議会も含めて、すべての審議過程を公開することを強く求めます。

なお、その年度最初の専門部会の冒頭で公開・非公開の審議をしますが、「慣例に基づき、非公開でよろしいですね」という聞き方は、“原則公開”の趣旨を無視する異常な運営と考えます。「本年はいかがしますか」ならば理解できますが、「慣例に基づき」などの理由は、法の趣旨に反する行為なので改めていただくことを強く求めます。

以上

鹿児島労働局長
小林 剛 様



2020年度鹿児島県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月7日、鹿児島地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を3円引き上げ、793円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要と訴えてきました。集中審議を経て、3円の引き上げを答申されたことについて、審議会委員はじめ関係者の方々のご尽力には敬意を表するものです。しかし、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達したいま、非正規雇用労働者の多くが最低賃金並みの賃金水準で働かざるを得ない状況にあり、生活水準の向上は到底のぞめませんし、労働者・国民の生活の先行き不安をさらに増幅させるものです。したがって今回の答申に対し、異議を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりもさらに上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の鹿児島県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 最低賃金法は、生計費原則を担保するため、生活保護との整合性に配慮するよう求めています。最低賃金と生活保護との比較計算を正当に行えば、改正後の最低賃金額でも、なお生活保護以下です。労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定に見合う水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は220円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上により、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額 1500 円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を策定しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

令和2年度鹿児島県最低賃金の改定決定の答申に対する異議申出

今年度の鹿児島地方最低賃金審議会は8月7日、県内の最低賃金を現行時間額790円から3円引き上げ、時間額793円とするよう鹿児島労働局長に答申がされました。しかし、改定額793円は憲法25条が保障する「健康で文化的な生活」さえできない水準であると考えます。したがって、「鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に関し下記のとおり異議を申し出ます。

記

- 1、本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額793円とすることは不服です。
- 2、本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額1000円以上とすることを求めます。
- 3、2010年雇用戦略対話の政労使合意である「2020年までに時給800円」の達成を求めます。
- 4、中小企業支援策の拡充を国に要請することを求めます。

【異議申出の主旨】

鹿児島地方最低賃金審議会の運営にご尽力いただいておりますことに深く感謝を申し上げます。さて、今回の最賃改定にあたり、中央審議会の目安が見送られる中でのプラス3円の引き上げは、コロナ禍の中で奮闘する県内の労働者を励ます方向での答申と捉え、貴職及び関係者各位のご奮闘に敬意を表するものです。また、今年の専門部会におきまして意見陳述の機会を設けていただけるよう審議会に働きかけていただいたことに改めてお礼を申し上げます。

1、8時間働いても普通に暮らせない最低賃金額である

コロナ禍において、医療、宅配、スーパー、介護などで働く労働者は、感染のリスクを負いながらも懸命に働くことで市民の社会生活を支え続けてきました。しかし、そこで働く多くの方はパート・アルバイトや派遣などの非正規労働者で、時給はほぼ最低賃金に張り付いているのが現状です。最低賃金の引き上げは、「人手不足解消」「働きやすい職場」「普通の暮らしの実現」に繋がる重要なものです。

私たちは、生計費をもとに8時間働けば普通に暮らせる社会を目指しています。県労連の昨年の最低生計費試算調査では、25歳単身者で時給1584円が必要という結果が出ました。答申の3円引き上げでは、あまりにも少なすぎると言わざるをえません。「8時間働けば普通の暮らしができる社会」をつくることを前提に、最低賃金を大幅に引き上げるためには何が必要かも含めて最賃審議会にて審議が尽くされることを求めるものです。

2、最低賃金の大幅な引き上げには中小企業への公的な支援が欠かせない

最低賃金の大幅な引き上げには、中小零細企業への配慮（「直接的な財政支援」「税や社会保障負担の軽減」「大企業との適正取引の実現支援」など）が不可欠です。貴最低賃金審議会は、抜本的な中小企業支援策などを国や県に提言するべきだと考えます。現在、中小企業支援策は「金融支援、融資制度、新規事業、雇用、能力開発、賃金労働条件」などに使われていますが、活用には様々な条件があり、必ずしも使い勝手がいいものばかりではありません。貴職におかれましても積極的に制度を検討し、使いにくい場合は使いやすくできるように国に対して要請をしていただくようお願いいたします。

3、全国一律最賃制度の実現で地域間格差の解消を

鹿児島県は新規高卒者の県外就職者が多く、優秀な人材の流出を防ぐためにも、鹿児島地方の最低時給を上げなければなりません。地域間の賃金格差は、賃金の低い都市から高い都市へ人口流出を招き、あるいは若者が経済的な理由で親元を離れるすべがなく、所帯をもつ意欲を削ぎ、出生率の引き下げを招いているとの識者の声もあります。地域間格差を解消するためにも全国一律の最低賃金制度の実現が求められています。そのためにも、時給1,000円以上への引き上げが求められますが、少なくとも2010年雇用戦略対話の政労使合意である「2020年までに時給800円」への引き上げを行うべきです。

以上



鹿児島労働局長
小林 剛 様



2020年度鹿児島県最低賃金の改定決定に対する異議申出

今年度の鹿児島地方最低賃金審議会は8月7日、県内の最低賃金を現行時間額790円から3円引き上げ、時間額793円とするよう鹿児島労働局長に答申しました。私たちはこの答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

中央最低賃金審議会が改定の基礎となる目安額を示さないなかで、審議会委員はじめ関係者の方々のご尽力には敬意を表します。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の中で、住民生活を支え、低賃金で働いているエッセンシャルワーカーをはじめ多くの労働者・国民の実態や「賃金底上げ」「地域間格差解消」という切実な要求を試みないもので、異議を申し出ざるを得ません。

新型コロナウイルスの蔓延は、感染拡大とともに経済に深刻な打撃を広げている一方、自治体や病院、保健所など公的機関の役割や、そこで働く労働者の働き方や意義等が見直されつつあり、コロナ後の社会の在り方を模索する動きも広がっています。

最低賃金の大幅引き上げは、憲法25条が保障する「健康で文化的な生活」の実現や、人口・経済の大都市集中の改善にとどまらず、このコロナ禍のなかで日本経済を立て直し、コロナ後の社会を展望していく上で非常に重要な施策です。その上で、今年度の最低賃金は、答申された金額よりもさらに上積みする必要があると考えます。つきましては、今年度の鹿児島県最低賃金の改定について、下記に示した私たちの要求を踏まえて再審議を行い、改定額に反映していただくことを要望いたします。

記

- 1、以下の理由により、本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額793円とすることは不服です。
 - 1 憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限の生活」を実現するために時間額1500円が必要です。鹿児島県労連が実施した最低生計費試算調査でも、鹿児島市に住む単身25歳の男女ともに、23万円台（時給換算1500円台）が必要であることは明らかになっています。
 - 2 今回の答申額は最高額の東京と本件の差は220円です。しかし、全労連が全国でおこなった最低生計費試算調査の結果では、全国どこに住んでいても生計費はほぼ変わらないことがあきらかになっています。答申のままでは地域間格差の解消はありません。
 - 3 リーマンショック時に欧米では、労働者の賃金を引き上げ、消費を喚起させ、危機を乗り越えました。一方で、日本では賃金をおさえこみ、いままデフレから脱却できていません。今回のコロナ危機は、昨年10月の消費税増税で冷え込んだ景気にさらに打撃をくわえ、リーマンショックの危機を上回ることはあきらかです。消費を喚起させ、現在の経済危機から立て直すには大幅な最低賃金の引き上げが必要です。
- 2、以上により、改正答申をこのまま認めることはできません。再審議し、上積みすることを求めます。上記1の理由からも、時間額1500円は必要です。今回の審議で実現できないにしても、将来を見据えて今年度の引き上げ額を議論するべきです。改めての審議を要求します。
- 3、最低賃金を大幅に引き上げるにあたり、中小企業への大幅な支援拡充は重要な施策です。しかし、日本の中小企業支援は87億円（2013年～2015年）と、フランスが2兆2800億円（2019年度予定）、韓国9800億円（2017年から5年間）、アメリカ8800億円（2007年～2011年）と諸外国と比べ、著しく低いものです。また、「GOTOキャンペーン」の予算1兆7千億円などのほかの予算と比べても著しく低いものです。政府は今回のコロナ禍で、予備費に10兆円を確保しています。中小企業支援の大幅引き上げは十分に可能です。中小企業支援の大幅引き上げを国と鹿児島県に求めてください。

以 上

令和2年度鹿児島地方最低賃金審議会の改定決定に対する異議申立書

新型コロナウイルス感染が拡大する中、労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている委員の皆さんに心から敬意を表すと共に、貴職及び関係者各位のご奮闘に敬意を表します。

さて、令和2年度最低賃金の引き上げは8月7日の最低賃金審議会で、現行の790円から3円引き上げて793円の答申が出されました。

私どもの加盟している鹿児島県労連が行った鹿児島県の生計費実態調査でも20代の労働者で、男性237,558円、女性で238,971円(税・社会保険料込み)が日常の生計費にかかるもので、最長の所定内労働時間に換算すると、男性1,367円、女性1,375円になり、793円の答申でも鹿児島県では生活できないとの試算になります。東京との賃金格差は220円にも及びます。

私ども、鹿児島県のタクシー労働者の実態は、オール歩合給制度の為、昨今のコロナ禍により營收の落ち込みで、最低賃金に違反する事業者が増えています。

審議会でも、使用者側はコロナ過により、「会社の維持で精いっぱい、気持ちが追い付かない」「コロナで事業収入が減る中、人件費の負担で経営破綻に陥れば、雇用にも影響が出る」など不安視する意見が出されていますが残念なことであり、その企業で働く労働者の責任でしょうか。

以上の点から、自交総連鹿児島地方連合会として、今回の答申について下記の意義を申し立てます。

記

- 1、本年の鹿児島県の最低賃金を793円とすることは不服です。
- 2、鹿児島県の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げてください。
- 3、鹿児島県労連が実施した最低生計費調査に基づき地域間格差の解消、全国一律最低賃金制度にすることを求めます。
- 4、中小企業の新型コロナウイルス対策支援の強化、拡充を国に要請することを求めます。



以上

専門部会審議経過本審報告書（部会長）

1 はじめに

令和2年度の鹿児島県最低賃金額改定の審議については、本年7月7日に鹿児島地方最低賃金審議会に対して諮問がなされ、当専門部会を設置して、合計3回にわたり調査審議を行った結果、最低賃金額の改定について真摯な議論が展開され、十分な審議を尽くした。

2 審議経過

(1) 第1回専門部会を8月4日に、第2回専門部会を8月5日に、第3回専門部会を8月7日に開催した。

(2) 第1回専門部会においては、最賃法第25条の申出にあった専門部会の公開・非公開については、本年度も専門部会の審議は非公開とすることが決定された後に、意見陳述の機会の付与について審議した結果、意見陳述は複数名でも10分以内で行うことが決定され、それに従って10分間、意見陳述が行われた。

続いて、労使各側から今年度の最低賃金改正にあたっての基本的な考え方が次のとおり表明された。

○ 労働者側委員からは、文書が示されて、主に、

① 現在790円から、地域間格差を縮小しながら、中期的には鹿児島も1,000円を目指す。最賃法第1条の趣旨に立ち返り、最低賃金は「生活できる水準」にあるべきだが、現実には、790円では年間164万円余りで、貧困線122万円は超えているが、ワーキングプアの年収200万円には遠く及ばず、「生活できる水準」には程遠い。

② 今年度の課題として、新型コロナの影響による景気の落ち込みには配慮する必要がある。しかし、この影響は、業種や地域により大きなばらつきがある。今年度の目安答申は、新型コロナの影響が業種や地域で大きく違うために、「ランク別に一律に目安額を示すことは困難」とされたものであって、「凍結・引上げゼロ」を意味するものではない。また、「地域間格差の縮小」が、公益見解の中にも取り上げられている。

③ 明日が10月1日発効の結審期限であり、早期に結審してほしいとの考え方が示され、10円の引上額が提示された。

○ 使用者側委員からも文書が示されて、主に、

① 新型コロナの感染拡大により、鹿児島の経済は、「これまでに経験したことのない危機的な状況」に直面している。最大級のクラスターが発生し、感染者も256人に急増、公衆衛生面でも経済面でも、深刻な状況が続き、先行きも不透明で、今年度中の力強い回復は、全く期待できない。

- ② 中でも、宿泊、飲食、イベント関連業は、ショックが大きく、「売上の減少」というより、もはや仕事そのものがなくなっているというレベルである。中小企業は、雇用調整助成金など各種の給付金によって、かろうじて持ちこたえている。与論島でもクラスターが発生し、主要産業である宿泊・飲食産業だけではなく、島全体の経済活動がストップしている。
- ③ この状況で、最低賃金を上げると、ぎりぎり持ちこたえている中小企業を、さらに窮地へ追い込むことになる。同じ使用者側として、「体力のない中小企業は淘汰されればよい」という態度は、到底とれない。
- ④ 中小企業の中には、「最低賃金を引き下げて欲しい」という声も多く、今年「マイナス」と主張したいところだが、「マイナスはないだろう」ということで、凍結・ゼロ円を主張するとされました。

(3) 第2回専門部会においては、

- 労働者側委員からは、主に、
 - ① 県別に新型コロナの影響を明らかにするために、全国、最賃額が最も高い東京、Dランク各県の、業況D I、宿泊業・小売業の月別実績、雇用調整助成金の申請件数、雇用失業状況、春季賃上げ状況等のデータを一覧で示され、鹿児島県の新型コロナの影響は確かに有り、否定はしないけれども、全国やDランクの中では、他県ほど大きくないのではないか。
 - ② 使側の「この状況で、最低賃金を上げると、中小企業が耐えられずに潰れる」という主張は、個別の賃金交渉の場ならば「賃金支払能力」が最優先となり正しいけれども、「最低賃金をいくらにするか」という議論においては、「労働者の生計費」の方が優先順位が高く、3要素の優先順位が違うのではないか。
 - ③ 「1円も上げられない」となれば、コロナ感染のリスクをとりながら、防護服やマスクの製造技術を学び、懸命に生活を支えているエッセンシャルワーカーを含めて、県内の労働者は落胆し、モチベーションを保てない。
 - ④ しかしながら早期結審のために、賃金改定状況調査第4表の一般・パート男性の賃上げ率0.7%を根拠に、6円まで歩み寄られました。
- 使用者側委員からは、主に次の見解が述べられた。
 - ① 鹿児島県商工会連合会・鹿児島県中小企業団体中央会の最新の調査結果、九州経済研究所の最新のアンケート結果、鹿児島国体の延期に関する報道、2020年度中小企業白書による都道府県別の開業率・廃業率などのデータを提示され、まず、県内の事業場は昨年10月の消費税増税で消費が落ち込み影響を受けているところに、新型コロナの影響を受け、さらに「鹿児島国体の延期」で大きなダメージを受けている。

- ② 最近のアンケートに対してさえも、労働集約型のスーパーでは、「昨年10月の最低賃金引上げ額が大きすぎる」と回答しており、事業主に対するコストインパクトが大きい。
- ③ 雇用調整助成金などの支援策は非常にありがたい反面、一番コロナによる痛みが大きい中小零細な企業には、総務担当部署がないために、申請に必要な書類すら揃えられない。また、申請しようとするれば社労士に依頼せざるを得ず、「費用と時間がかかる」というハードルがあるために、苦しい中でも利用が進まないのではないか。
- ④ 無利子など融資による支援策も、「いつかは返済しなければならない借金」であることには変わりがなく、先行きが不透明な中で借金だけが膨らむことから、事業主のメンタルに対するダメージが大きく、廃業に追いつめられる。

(4) 第3回専門部会においては、前回に引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行った。

○ 労働者側委員からは、

- ① 目安答申の「現行水準の維持」の解釈は色々あると思うが、我々は、「生活できる水準」と考えており、昨年からの物価上昇分0.6%程度から、4円・5円程度の引上げは必要と考える。
- ② 目安答申の「地域間格差の是正」に踏み込んでもらいたい。使用者側が主張する「鹿児島国体の延期」による影響は、GOTOトラベルなどの支援策で緩和されるのではないか。という見解が述べられた。
- ③ 個別協議を重ねる中で、最終的に、他県の結審状況等から3円が提示された。

○ 使用者側委員からは、主に、

- ① 現下の経済状況からいえば、「最低賃金の引下げ、マイナス」を主張したいところだが、最低賃金という法制度には引下げが無いことは認識しているので、「0円」としか言うことはできない。しかしながら、最低賃金審議会として結論を出さなければならないことは理解しており、何とか有額の結論を検討したい。
- ② 0円という主張に全く変わりはなく、新型コロナウイルス感染症の終息も見えていない中ではあるが、あくまでも結審に協力するためのぎりぎりの譲歩、最終額として2円ならば、何とか理解はできる。それ以上は反対しかない。

(5) これまで3回に亘って、意見の一致に向けた審議を重ねてきましたが、労使

の景況感、新型コロナウイルス感染症の影響に関する評価、今後の景気への期待感、支払能力に対する考え方に関きがあり金額の一致に至らなかったため、公益委員見解を示して、これに対して採決を行い、その結果をもって当専門部会の結論とすることに至った。

3 結論

第3回専門部会において、これまでの審議内容を総合的に勘案して「現行最低賃金 790 円を3円アップして 793 円にする。」との公益委員見解を別添のとおり示して、採決した結果、賛成5名（公益委員2名、労働側委員3名、使用者側委員0名）、反対3名（公益委員0名、労働側委員0名、使用者側委員3名）となり、賛成多数により鹿児島県最低賃金を 793 円に改定することを、当専門部会の結論とすることに至った。

以上、ここにご報告します。

公益委員の見解

令和2年度鹿児島県最低賃金の改正審議において、平場での協議及び公労・公使間の個別協議を重ねて参りましたが、双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りには期待できない状況に至りました。

そこで、鹿児島県最低賃金専門部会において採決をするに当たり、公益委員の見解を、以下のとおり示します。

- 1 中央最低賃金審議会の目安小委員会は、「新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。」「地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。」とされており、この公益委員見解を最大限参酌することとした。
- 2 鹿児島における新型コロナウイルス感染症の影響に関する議論をする中で、最低賃金の引上げが見送られた場合には、感染のリスクにさらされながらも懸命に生活を支えているエッセンシャルワーカーをはじめ、県内の労働者の落胆は大きく、労働に対するモチベーションを保てない等の労働者側からの見解について考慮した。
- 3 当県においては、昨年10月の消費税増税で消費が落ち込んでいるところに、新型コロナウイルス感染症の影響が加わり、さらに「鹿児島国体の延期」で大きなダメージを受けている。鹿児島市や与論島でも、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し、経済活動全体の縮小を余儀なくされている等の使用者側からの見解について考慮した。
- 4 新型コロナウイルス感染症の今後の動向が不透明な中で、雇用の維持が最優先であることを踏まえつつも、中央最低賃金審議会目安小委員会の公益委員見解で示された「地域間格差の縮小」に、引き続き取り組んでいく必要がある。

これらのことを総合的に勘案して、公益見解としましては、3円引上げて、令和2年の最低賃金を793円としたい。

令和2年8月25日

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 石塚 孔信 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

運営小委員会

委員長 竹中 啓之

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定
の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和2年7月28日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員 竹中 啓之 山口 政幸 山本 晃正

労働者代表委員 喜納 浩信 新内 親典 日高 実禎

使用者代表委員 岩重 昌勝 内 道雄 濱上 剛一郎

令和2年度運営小委員会における労使の主な主張

《自動車（新車）小売業》

○ 労働者側主張

- ① 自動車産業は日本の基幹産業であり、鹿児島において、自動車小売業を支えているのは、そこで働く「人」である。持続的に産業・企業の競争力を維持・向上させるためには、「労働の質の高さ」に相応しい労働条件を実現していくことで、産業全体の底上げを図り、「人」の意欲と活力を高めていく必要がある。こうしたことから、産業における基幹的労働者の労働条件の底支えとなる産業別最低賃金も、産業の魅力を高め、競争力の源泉となる人財を確保し、産業・企業が活性化し続けることにも繋がる。そこに働くことの位置づけを高めるべく、相応しい水準であることが必要であると考えます。
- ② 自動車小売業で働く労働者 3,111 人のうち労使交渉による協定で保護される労働者は 1,541 人と半数弱であり、残り半数強の労働者にとっては、産業別最賃が賃金の下支えになっている。
- ③ 自動車小売業を取り巻く環境の厳しさは続いており、各々の企業努力と合わせて人の意欲・活力を持続させ、産業・企業の魅力をさらに高める必要がある。また、コロナ禍や昨年 10 月の消費税増税による経済の落ち込みにより、日本経済は深刻な情勢となっており、こうした落ち込みからの回復のため、懸命な活動が続く労働者に報いるべきである。さらに、人手不足が顕著な状況で、次世代を担う優秀な人材を確保し、技術や技能・知識の継承及び教育を図り、時代の変化に対応する現場力を維持・強化することが課題になっている。こうした中、未組織・非正規労働者を含めた現場力を支えるためにも、産業別最低賃金は県最賃に対する水準的優位性を維持・拡大する必要がある。
- ④ 産業別最賃は関係労使のイニシアティブにより、基幹労働者を対象に設定され、賃金の不当な切り下げや低賃金を抑制し、公正な競争を確保し、産業の健全な発展にも寄与するためにも自動車（新車）小売業にふさわしい水準で産業別最賃を設定していくことが重要である。
- ⑤ 当県においては、ここ数年、引上げが継続されてきたが、個別企業労使が交渉結果を踏まえて締結した企業内最低賃金協定との格差、全国に比べて低い金額、影響率の問題等、まだまだ課題は残っており、関係労使が自動車小売業を取り巻くさまざまな問題について議論するためにも、専門部会を設置してほしい。

○ 使用者側主張

関係労使で諸問題、特にコロナ禍の影響に加えて、異業種からの参入、ガソリン・ディーゼル車から EV 車への切替等、労使が危機感を共有し、課題の洗い出しや今後の対策等について、真摯に話し合うことには意義があると考えます。審議することに異論はない。

令和2年8月25日

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 石塚 孔信 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

運営小委員会

委員長 竹中 啓之

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和2年7月28日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員 竹中 啓之 山口 政幸 山本 晃正

労働者代表委員 喜納 浩信 新内 親典 日高 実禎

使用者代表委員 岩重 昌勝 内 道雄 濱上 剛一郎

令和2年度運営小委員会における労使の主な主張

《電気機械器具関係》

○ 労働者側の主張

- ① 今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、各企業とも非常に厳しい状況で、先行きも見通せないことは労働組合も十分理解している。同じように、労働者も苦しい環境下にあることを、共有して欲しい。
- ② 基本的な考え方として、電機連合の統一闘争の成果を電機産業で働くすべての労働者に波及させることが重要だと考えている。2020年闘争において、企業内最低賃金の水準改訂を行い、多くの組合で18歳見合いの新水準は1000円の引上げとなり、月額164,000円に改定された。これを労働協約が無い全ての労働者にも波及させたい。
- ③ 鹿児島県の電機産業の状況は、製造業全体に占める占有率で、従業員数(21.11% 全国7位)、製造品出荷額(21.26% 全国14位)、付加価値額(35.25% 全国3位)のどれをとっても占有率が大きく、鹿児島県の主力産業として、経済における重要な役割を担っている。
- ④ 電機産業は、大手から中小零細の下請まで非常に裾野の広い産業でもある。電機産業の持続的な発展に向けた人材確保及び電機産業で働くことの安心感の観点からも、産業別最低賃金の引き上げの必要性を強く訴えたい。

○ 使用者側の主張

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け経済状況が非常に厳しい。関係労使がその危機感を共有して、労使ともに意識のベクトルは一緒だと思うので、電機産業の位置づけや抱える問題点を意見交換する場として、専門部会を設けて審議することについては異論が無い。

最低賃金引上額・率と影響率の関係表 労働者数復元

R2.7.31 現在の基礎調査に基づく

復元労働者数 3,538人

自動車(新車)小売業

現行の最低賃金額 ¥844 未満労働者数

未満率 1.58% 56人

時間額			影響率	未満労働者数
引上額	引上後の時間額	引上率		
¥1	¥845	0.12%	1.58%	56人
¥2	¥846	0.24%	1.64%	58人
¥3	¥847	0.36%	1.64%	58人
¥4	¥848	0.47%	1.64%	58人
¥5	¥849	0.59%	1.64%	58人
¥6	¥850	0.71%	1.64%	58人
¥7	¥851	0.83%	1.84%	65人
¥8	¥852	0.95%	1.84%	65人
¥9	¥853	1.07%	1.84%	65人
¥10	¥854	1.18%	2.01%	71人
¥11	¥855	1.30%	2.01%	71人
¥12	¥856	1.42%	2.01%	71人
¥13	¥857	1.54%	2.01%	71人
¥14	¥858	1.66%	2.01%	71人
¥15	¥859	1.78%	2.01%	71人
¥16	¥860	1.90%	2.01%	71人
¥17	¥861	2.01%	2.26%	80人
¥18	¥862	2.13%	2.26%	80人
¥19	¥863	2.25%	2.32%	82人
¥20	¥864	2.37%	2.32%	82人
¥21	¥865	2.49%	2.32%	82人
¥22	¥866	2.61%	2.32%	82人
¥23	¥867	2.73%	2.37%	84人
¥24	¥868	2.84%	2.37%	84人
¥25	¥869	2.96%	2.37%	84人
¥26	¥870	3.08%	2.49%	88人
¥27	¥871	3.20%	2.54%	90人
¥28	¥872	3.32%	2.54%	90人
¥29	¥873	3.44%	2.54%	90人
¥30	¥874	3.55%	2.54%	90人
¥31	¥875	3.67%	2.54%	90人
¥32	¥876	3.79%	2.83%	100人
¥33	¥877	3.91%	2.83%	100人
¥34	¥878	4.03%	3.00%	106人

総括表(1) (産業・職業形態別の資金階級別、規模別、地域別、年齢別集)
02年

産業：(全て)自動車(新車)小売業 就業形態：(全て)

労働者数単位 産別適用除外除く

期間当り所定内資金額 (3手当を除く)	規模別				地域別				年齢別				
	1~9人	10~29人	30~99人	集票	17歳以下	18~19歳	20~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上			
計	3,538	2,434	299	3,538		26	3,028	274	203	7			
円	41	15		56		2	54						
843	(5.1)	(0.6)		(1.6)		(7.3)	(1.8)						
844	41	15		56		2	54						
	(5.1)	(0.6)		(1.6)		(7.3)	(1.8)						
845	41	17		58		2	56						
	(5.1)	(0.7)		(1.6)		(7.3)	(1.9)						
846	41	17		58		2	56						
	(5.1)	(0.7)		(1.6)		(7.3)	(1.9)						
847	41	17		58		2	56						
	(5.1)	(0.7)		(1.6)		(7.3)	(1.9)						
848	41	17		58		2	56						
	(5.1)	(0.7)		(1.6)		(7.3)	(1.9)						
849	41	17		58		2	56						
	(5.1)	(0.7)		(1.6)		(7.3)	(1.9)						
850	41	19	5	65		7	58						
	(5.1)	(0.8)	(1.7)	(1.8)		(27.2)	(1.9)						
851	41	19	5	65		7	58						
	(5.1)	(0.8)	(1.7)	(1.8)		(27.2)	(1.9)						
852	41	19	5	65		7	58						
	(5.1)	(0.8)	(1.7)	(1.8)		(27.2)	(1.9)						
853	41	25	5	71		7	64						
	(5.1)	(1.0)	(1.7)	(2.0)		(27.2)	(2.1)						
854	41	25	5	71		7	64						
	(5.1)	(1.0)	(1.7)	(2.0)		(27.2)	(2.1)						
855	41	25	5	71		7	64						
	(5.1)	(1.0)	(1.7)	(2.0)		(27.2)	(2.1)						
856	41	25	5	71		7	64						
	(5.1)	(1.0)	(1.7)	(2.0)		(27.2)	(2.1)						
857	41	25	5	71		7	64						
	(5.1)	(1.0)	(1.7)	(2.0)		(27.2)	(2.1)						
858	41	25	5	71		7	64						
	(5.1)	(1.0)	(1.7)	(2.0)		(27.2)	(2.1)						
859	41	25	5	71		7	64						
	(5.1)	(1.0)	(1.7)	(2.0)		(27.2)	(2.1)						
860	41	34	5	80		7	70	2	2				
	(5.1)	(1.4)	(1.7)	(2.3)		(27.2)	(2.3)	(0.7)	(0.9)				
861	41	34	5	80		7	70	2	2				
	(5.1)	(1.4)	(1.7)	(2.3)		(27.2)	(2.3)	(0.7)	(0.9)				
862	41	36	5	82		7	71	2	2				
	(5.1)	(1.5)	(1.7)	(2.3)		(27.2)	(2.4)	(0.7)	(0.9)				
863	41	36	5	82		7	71	2	2				
	(5.1)	(1.5)	(1.7)	(2.3)		(27.2)	(2.4)	(0.7)	(0.9)				
864	41	36	5	82		7	71	2	2				
	(5.1)	(1.5)	(1.7)	(2.3)		(27.2)	(2.4)	(0.7)	(0.9)				
865	41	36	5	82		7	71	2	2				
	(5.1)	(1.5)	(1.7)	(2.3)		(27.2)	(2.4)	(0.7)	(0.9)				
866	41	38	5	84		7	73	2	2				
	(5.1)	(1.5)	(1.7)	(2.4)		(27.2)	(2.4)	(0.7)	(0.9)				
867	41	38	5	84		7	73	2	2				
	(5.1)	(1.5)	(1.7)	(2.4)		(27.2)	(2.4)	(0.7)	(0.9)				

868	868	84	41	38	5	84					73	2	2	
		(2.4)	(5.1)	(1.5)	(1.7)	(2.4)					(2.4)	(0.7)	(0.9)	
869	869	88	41	41	5	88					77	2	2	
		(2.5)	(5.1)	(1.7)	(1.7)	(2.5)					(2.3)	(0.7)	(0.9)	
870	870	90	41	43	5	90					79	2	2	
		(2.3)	(5.1)	(1.8)	(1.7)	(2.5)					(2.6)	(0.7)	(0.9)	
871	871	90	41	43	5	90					79	2	2	
		(2.5)	(5.1)	(1.8)	(1.7)	(2.5)					(2.6)	(0.7)	(0.9)	
872	872	90	41	43	5	90					79	2	2	
		(2.5)	(5.1)	(1.8)	(1.7)	(2.5)					(2.6)	(0.7)	(0.9)	
873	873	90	41	43	5	90					79	2	2	
		(2.5)	(5.1)	(1.8)	(1.7)	(2.5)					(2.6)	(0.7)	(0.9)	
874	874	90	41	43	5	90					79	2	2	
		(2.5)	(5.1)	(1.8)	(1.7)	(2.5)					(2.6)	(0.7)	(0.9)	
875	875	100	52	43	5	100					89	2	2	
		(2.8)	(6.4)	(1.8)	(1.7)	(2.8)					(2.9)	(0.7)	(0.9)	
876	876	100	52	43	5	100					89	2	2	
		(2.8)	(6.4)	(1.8)	(1.7)	(2.8)					(2.9)	(0.7)	(0.9)	
877	877	106	52	49	5	106					95	2	2	
		(3.0)	(6.4)	(2.0)	(1.7)	(3.0)					(3.1)	(0.7)	(0.9)	
878	878	106	52	40	5	106					95	2	2	
		(3.0)	(6.4)	(2.0)	(1.7)	(3.0)					(3.1)	(0.7)	(0.9)	
879	879	3438	805	2434	299	3438					3028	274	7	
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)					(100.0)	(100.0)	(100.0)	
月平均存款余额		238,087	237,161	762,976	1,459	239,552					139,947	237,634	744,045	185,367
月一入息平均利率		1,459	1,452	1,614	161	1,459					929	1,476	1,476	1,067
月一入息平均存款余额		164	168	163	164	164					149	165	159	174
第一、二、三、四分位数		900	835	920	1,064	900					832	914	900	1,000
第一、二、三、四分位数		967	900	1,000	1,091	967					850	920	933	1,000
第一、二、三、四分位数		1,143	1,050	1,152	1,188	1,143					850	1,050	1,020	1,000
中四分位偏差		1,349	1,350	1,344	1,391	1,349					920	1,600	1,196	1,091
四分位偏差		0.1954	0.2150	0.1908	0.2331	0.1954					0.0720	0.1881	0.1795	0.0420

【上段】 业绩评价指数

【下段】 业绩构成比

最低賃金引上額・率と影響率の関係表 事業所数復元

R2.7.31 現在の基礎調査に基づく

復元労働者数 3,649人

自動車(新車)小売業

現行の最低賃金額 ¥844 未満労働者数
未満率 1.86% 68人

時間額			影響率	未満労働者数
引上額	引上後の時間額	引上率		
¥1	¥845	0.12%	1.86%	68人
¥2	¥846	0.24%	1.92%	70人
¥3	¥847	0.36%	1.92%	70人
¥4	¥848	0.47%	1.92%	70人
¥5	¥849	0.59%	1.92%	70人
¥6	¥850	0.71%	1.92%	70人
¥7	¥851	0.83%	2.08%	76人
¥8	¥852	0.95%	2.08%	76人
¥9	¥853	1.07%	2.08%	76人
¥10	¥854	1.18%	2.25%	82人
¥11	¥855	1.30%	2.25%	82人
¥12	¥856	1.42%	2.25%	82人
¥13	¥857	1.54%	2.25%	82人
¥14	¥858	1.66%	2.25%	82人
¥15	¥859	1.78%	2.25%	82人
¥16	¥860	1.90%	2.25%	82人
¥17	¥861	2.01%	2.49%	91人
¥18	¥862	2.13%	2.49%	91人
¥19	¥863	2.25%	2.55%	93人
¥20	¥864	2.37%	2.55%	93人
¥21	¥865	2.49%	2.55%	93人
¥22	¥866	2.61%	2.55%	93人
¥23	¥867	2.73%	2.60%	95人
¥24	¥868	2.84%	2.60%	95人
¥25	¥869	2.96%	2.60%	95人
¥26	¥870	3.08%	2.69%	98人
¥27	¥871	3.20%	2.74%	100人
¥28	¥872	3.32%	2.74%	100人
¥29	¥873	3.44%	2.74%	100人
¥30	¥874	3.55%	2.74%	100人
¥31	¥875	3.67%	2.74%	100人
¥32	¥876	3.79%	3.10%	113人
¥33	¥877	3.91%	3.10%	113人
¥34	¥878	4.03%	3.26%	119人

総括表(1) (産業・就業形態別の資金調態総別、規模別、地域別、年齢別、年齢別表)
02年

産業：(全て)自動車(新車)小売業 就業形態：(全て) 専業主婦兼元 産別雇用除外<

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計		規模別			地域別				年齢別				
	1~9人	10~29人	30~99人	全県		17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上			
計	3,649	2,330	271	3,649				3,096	304	218	6			
円	68	14		68				66						
	(1.9)	(0.6)		(1.9)				(2.1)						
843	54			54				2	304	218	6			
	(5.1)			(1.9)				(7.4)						
844	66	14		66				66						
	(1.9)	(0.6)		(1.9)				(2.1)						
845	70	16		70				68						
	(1.9)	(0.7)		(1.9)				(2.2)						
846	70	16		70				68						
	(1.9)	(0.7)		(1.9)				(2.2)						
847	54	16		70				68						
	(1.9)	(0.7)		(1.9)				(2.2)						
848	70	16		70				68						
	(1.9)	(0.7)		(1.9)				(2.2)						
849	70	16		70				68						
	(1.9)	(0.7)		(1.9)				(2.2)						
850	76	18	5	76				70						
	(2.1)	(0.8)	(1.7)	(2.1)				(2.3)						
851	76	18	5	76				70						
	(2.1)	(0.8)	(1.7)	(2.1)				(2.3)						
852	76	18	5	76				70						
	(2.1)	(0.8)	(1.7)	(2.1)				(2.3)						
853	82	23	5	82				75						
	(2.2)	(1.0)	(1.7)	(2.2)				(2.4)						
854	82	23	5	82				75						
	(2.2)	(1.0)	(1.7)	(2.2)				(2.4)						
855	82	23	5	82				75						
	(2.2)	(1.0)	(1.7)	(2.2)				(2.4)						
856	82	23	5	82				75						
	(2.2)	(1.0)	(1.7)	(2.2)				(2.4)						
857	82	23	5	82				75						
	(2.2)	(1.0)	(1.7)	(2.2)				(2.4)						
858	82	23	5	82				75						
	(2.2)	(1.0)	(1.7)	(2.2)				(2.4)						
859	82	23	5	82				75						
	(2.2)	(1.0)	(1.7)	(2.2)				(2.4)						
860	91	32	5	91				81						
	(2.5)	(1.4)	(1.7)	(2.5)				(0.6)						
861	91	32	5	91				81						
	(2.5)	(1.4)	(1.7)	(2.5)				(0.6)						
862	93	34	5	93				83						
	(2.5)	(1.5)	(1.7)	(2.5)				(0.6)						
863	93	34	5	93				83						
	(2.5)	(1.5)	(1.7)	(2.5)				(0.6)						
864	93	34	5	93				83						
	(2.5)	(1.5)	(1.7)	(2.5)				(0.6)						
865	95	36	5	95				84						
	(2.6)	(1.5)	(1.7)	(2.6)				(0.8)						
866	95	36	5	95				84						
	(2.6)	(1.5)	(1.7)	(2.6)				(0.8)						
867	95	36	5	95				84						
	(2.6)	(1.5)	(1.7)	(2.6)				(0.8)						

968	868	95	54	36	5	95						6	84	7	7
		(2.6)	(5.1)	(1.5)	(1.7)	(2.6)						(26.4)	(2.7)	(0.6)	(0.8)
969	869	98	54	40	5	98						(26.4)	(2.8)	(0.6)	(0.8)
		(2.7)	(5.1)	(1.7)	(1.7)	(2.7)						(26.4)	(2.9)	(0.6)	(0.8)
870	870	100	54	42	5	100						(26.4)	(2.9)	(0.6)	(0.8)
		(2.7)	(5.1)	(1.8)	(1.7)	(2.7)						(26.4)	(2.9)	(0.6)	(0.8)
871	871	100	54	42	5	100						(26.4)	(2.9)	(0.6)	(0.8)
		(2.7)	(5.1)	(1.8)	(1.7)	(2.7)						(26.4)	(2.9)	(0.6)	(0.8)
872	872	100	54	42	5	100						(26.4)	(2.9)	(0.6)	(0.8)
		(2.7)	(5.1)	(1.8)	(1.7)	(2.7)						(26.4)	(2.9)	(0.6)	(0.8)
873	873	100	54	42	5	100						(26.4)	(2.9)	(0.6)	(0.8)
		(2.7)	(5.1)	(1.8)	(1.7)	(2.7)						(26.4)	(2.9)	(0.6)	(0.8)
874	874	100	54	42	5	100						(26.4)	(2.9)	(0.6)	(0.8)
		(2.7)	(5.1)	(1.8)	(1.7)	(2.7)						(26.4)	(2.9)	(0.6)	(0.8)
875	875	113	67	42	5	113						(26.4)	(3.3)	(0.6)	(0.8)
		(3.1)	(6.4)	(1.8)	(1.7)	(3.1)						(26.4)	(3.3)	(0.6)	(0.8)
876	876	113	67	42	5	113						(26.4)	(3.3)	(0.6)	(0.8)
		(3.1)	(6.4)	(1.8)	(1.7)	(3.1)						(26.4)	(3.3)	(0.6)	(0.8)
877	877	119	67	47	5	119						(26.4)	(3.5)	(0.6)	(0.8)
		(3.3)	(6.4)	(2.0)	(1.7)	(3.3)						(26.4)	(3.5)	(0.6)	(0.8)
878	878	119	67	47	5	119						(26.4)	(3.5)	(0.6)	(0.8)
		(3.3)	(6.4)	(2.0)	(1.7)	(3.3)						(26.4)	(3.5)	(0.6)	(0.8)
879	879	3,049	1,048	2,330	271	3,649						(100.0)	(100.0)	304	218
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)						(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
平均賃金		238,087	237,161	237,161	267,976	239,341						140,892	237,401	763,683	245,683
時間外賃金		1,455	1,422	1,452	1,614	1,455						930	1,441	1,641	1,478
月一人当たり労働時間		164	168	163	161	164						150	165	159	165
第1・2・3・4分位数		900	835	920	1,004	900						832	899	900	900
第1・3・4分位数		950	900	1,000	1,091	950						850	985	920	939
第1・4分位数		1,139	1,050	1,151	1,188	1,139						850	1,152	1,050	1,020
平均賃率		1,349	1,350	1,344	1,391	1,349						920	1,353	1,000	1,091
四分位差係数		0.1994	0.2150	0.1912	0.2031	0.1994						0.0771	0.1867	0.3523	0.1789
															0.0420

【半段】 累積係数

【半段】 累積労働者数

最低賃金引上額・率と影響率の関係表

労働者数復元

R2.7.31 現在の基礎調査に基づく

復元労働者数

2,613人

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

現行の最低賃金額

¥812

未満労働者数

未 満 率

1.30%

34人

時間額			影響率	未満労働者数
引上額	引上後の時間額	引上率		
¥1	¥813	0.12%	16.19%	423人
¥2	¥814	0.25%	16.30%	426人
¥3	¥815	0.37%	16.30%	426人
¥4	¥816	0.49%	16.57%	433人
¥5	¥817	0.62%	19.25%	503人
¥6	¥818	0.74%	19.25%	503人
¥7	¥819	0.86%	19.25%	503人
¥8	¥820	0.99%	19.25%	503人
¥9	¥821	1.11%	21.05%	550人
¥10	¥822	1.23%	21.05%	550人
¥11	¥823	1.35%	21.05%	550人
¥12	¥824	1.48%	21.05%	550人
¥13	¥825	1.60%	21.43%	560人
¥14	¥826	1.72%	21.66%	566人
¥15	¥827	1.85%	21.66%	566人
¥16	¥828	1.97%	21.66%	566人
¥17	¥829	2.09%	21.66%	566人
¥18	¥830	2.22%	21.66%	566人
¥19	¥831	2.34%	22.16%	579人
¥20	¥832	2.46%	22.16%	579人
¥21	¥833	2.59%	22.16%	579人
¥22	¥834	2.71%	22.16%	579人
¥23	¥835	2.83%	22.16%	579人
¥24	¥836	2.96%	22.39%	585人
¥25	¥837	3.08%	22.39%	585人
¥26	¥838	3.20%	22.39%	585人
¥27	¥839	3.33%	22.39%	585人
¥28	¥840	3.45%	22.39%	585人
¥29	¥841	3.57%	22.77%	595人
¥30	¥842	3.69%	23.04%	602人
¥31	¥843	3.82%	23.04%	602人
¥32	¥844	3.94%	23.04%	602人

総括表(1) (産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表)
02年

産業：(全て) 電子部品・デバイス 業態形態：(全て)

労働者数単位 産別適用除外除く

時間当り所定内賃金額 (3手当を欠く)	規模別					地域別					年齢別						
	1~9人	10~29人	30~99人	全県	計	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計	2,613	618	1,878	2,613	2,613		29	2,100	275	209							
円	34	7	19	34	34			31		3							
811	(7.1)	(1.1)	(1.0)	(1.3)	(1.3)			(1.5)		(1.6)							
812	8	63	423	423	423			301	61	61							
	(7.1)	(10.3)	(18.7)	(16.2)	(16.2)			(14.3)	(22.2)	(29.4)							
813	8	57	426	426	426			301	61	65							
	(7.1)	(10.8)	(18.7)	(16.3)	(16.3)			(14.3)	(22.2)	(31.0)							
814	8	57	426	426	426			301	61	65							
	(7.1)	(10.8)	(18.7)	(16.3)	(16.3)			(14.3)	(22.2)	(31.0)							
815	8	67	433	433	433			301	61	71							
	(7.1)	(10.8)	(19.0)	(16.6)	(16.6)			(14.3)	(22.2)	(34.0)							
816	8	67	428	503	503			358	61	84							
	(7.1)	(10.8)	(22.8)	(19.3)	(19.3)			(17.1)	(22.2)	(40.2)							
817	8	67	428	503	503			358	61	84							
	(7.1)	(10.8)	(22.8)	(19.3)	(19.3)			(17.1)	(22.2)	(40.2)							
818	8	67	428	503	503			358	61	84							
	(7.1)	(10.8)	(22.8)	(19.3)	(19.3)			(17.1)	(22.2)	(40.2)							
819	8	67	428	503	503			358	61	84							
	(7.1)	(10.8)	(22.8)	(19.3)	(19.3)			(17.1)	(22.2)	(40.2)							
820	8	114	428	550	550			388	78	84							
	(7.1)	(18.4)	(22.8)	(21.0)	(21.0)			(18.5)	(28.3)	(40.2)							
821	8	114	428	550	550			388	78	84							
	(7.1)	(18.4)	(22.8)	(21.0)	(21.0)			(18.5)	(28.3)	(40.2)							
822	8	114	428	550	550			388	78	84							
	(7.1)	(18.4)	(22.8)	(21.0)	(21.0)			(18.5)	(28.3)	(40.2)							
823	8	124	428	560	560			388	78	84							
	(7.1)	(18.4)	(22.8)	(21.0)	(21.0)			(18.5)	(28.3)	(40.2)							
824	8	124	428	566	566			398	78	84							
	(7.1)	(20.0)	(23.1)	(21.4)	(21.4)			(19.0)	(28.3)	(40.2)							
825	8	124	434	566	566			405	78	84							
	(7.1)	(20.0)	(23.1)	(21.7)	(21.7)			(19.3)	(28.3)	(40.2)							
826	8	124	434	566	566			405	78	84							
	(7.1)	(20.0)	(23.1)	(21.7)	(21.7)			(19.3)	(28.3)	(40.2)							
827	8	124	434	566	566			405	78	84							
	(7.1)	(20.0)	(23.1)	(21.7)	(21.7)			(19.3)	(28.3)	(40.2)							
828	8	124	434	566	566			405	78	84							
	(7.1)	(20.0)	(23.1)	(21.7)	(21.7)			(19.3)	(28.3)	(40.2)							
829	8	124	447	579	579			417	78	84							
	(7.1)	(20.0)	(23.8)	(22.2)	(22.2)			(19.9)	(28.3)	(40.2)							
830	8	124	447	579	579			417	78	84							
	(7.1)	(20.0)	(23.8)	(22.2)	(22.2)			(19.9)	(28.3)	(40.2)							
831	8	124	447	579	579			417	78	84							
	(7.1)	(20.0)	(23.8)	(22.2)	(22.2)			(19.9)	(28.3)	(40.2)							
832	8	124	447	579	579			417	78	84							
	(7.1)	(20.0)	(23.8)	(22.2)	(22.2)			(19.9)	(28.3)	(40.2)							
833	8	124	447	579	579			417	78	84							
	(7.1)	(20.0)	(23.8)	(22.2)	(22.2)			(19.9)	(28.3)	(40.2)							
834	8	124	447	579	579			417	78	84							
	(7.1)	(20.0)	(23.8)	(22.2)	(22.2)			(19.9)	(28.3)	(40.2)							
835	8	124	454	585	585			424	78	84							
	(7.1)	(20.0)	(24.1)	(22.4)	(22.4)			(20.2)	(28.3)	(40.2)							

836 -	836	585 (22.4)	8 (7.1)	124 (20.0)	454 (24.1)	585 (22.4)						424 (20.2)	78 (28.3)	84 (40.2)
837 -	837	585 (22.4)	8 (7.1)	124 (20.0)	454 (24.1)	585 (22.4)						424 (20.2)	78 (28.3)	84 (40.2)
838 -	838	585 (22.4)	8 (7.1)	124 (20.0)	454 (24.1)	585 (22.4)						424 (20.2)	78 (28.3)	84 (40.2)
839 -	839	585 (22.4)	8 (7.1)	124 (20.0)	454 (24.1)	585 (22.4)						424 (20.2)	78 (28.3)	84 (40.2)
840 -	840	595 (22.8)	8 (7.1)	127 (20.5)	460 (24.5)	595 (22.8)						433 (20.6)	78 (28.3)	84 (40.2)
841	841	602 (23.0)	8 (7.1)	127 (20.5)	466 (24.8)	602 (23.0)						440 (20.9)	78 (28.3)	84 (40.2)
842	842	602 (23.0)	8 (7.1)	127 (20.5)	466 (24.8)	602 (23.0)						440 (20.9)	78 (28.3)	84 (40.2)
843	843	602 (23.0)	8 (7.1)	127 (20.5)	466 (24.8)	602 (23.0)						440 (20.9)	78 (28.3)	84 (40.2)
844	844	608 (23.3)	8 (7.1)	127 (20.5)	473 (25.2)	608 (23.3)						446 (21.3)	78 (28.3)	84 (40.2)
845	845	2,613 (100.0)	117 (100.0)	618 (100.0)	1,878 (100.0)	2,613 (100.0)						2,100 (100.0)	275 (100.0)	209 (100.0)
月平均賃金		206,404	214,507	194,660	208,764	206,404						207,927	229,063	161,594
時間平均労働時間数		1,223	1,410	1,135	1,240	1,223						1,227	1,340	1,036
第1・2 0分位		168	149	171	168	168						177	170	154
第1・1 0分位		817	765	812	812	812						903	812	812
第1・4分位		850	917	812	812	812						903	812	812
中四分位差		1,080	1,250	855	844	850						1,053	860	812
四分位差係数		0.2593	0.1845	0.2016	0.2727	0.2593						0.1204	0.1136	0.1693
												0.2469	0.4052	0.1693

【下段】

累積構成比

累積労働者数

【上段】

最低賃金引上額・率と影響率の関係表

事業所数復元

R2.7.31 現在の基礎調査に基づく

復元労働者数

2,049人

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

現行の最低賃金額

¥812

未満労働者数

未 満 率

1.27%

26人

時間額			影響率	未満労働者数
引上額	引上後の時間額	引上率		
¥1	¥813	0.12%	16.30%	334人
¥2	¥814	0.25%	16.40%	336人
¥3	¥815	0.37%	16.40%	336人
¥4	¥816	0.49%	16.69%	342人
¥5	¥817	0.62%	19.38%	397人
¥6	¥818	0.74%	19.38%	397人
¥7	¥819	0.86%	19.38%	397人
¥8	¥820	0.99%	19.38%	397人
¥9	¥821	1.11%	21.18%	434人
¥10	¥822	1.23%	21.18%	434人
¥11	¥823	1.35%	21.18%	434人
¥12	¥824	1.48%	21.18%	434人
¥13	¥825	1.60%	21.52%	441人
¥14	¥826	1.72%	21.77%	446人
¥15	¥827	1.85%	21.77%	446人
¥16	¥828	1.97%	21.77%	446人
¥17	¥829	2.09%	21.77%	446人
¥18	¥830	2.22%	21.77%	446人
¥19	¥831	2.34%	22.30%	457人
¥20	¥832	2.46%	22.30%	457人
¥21	¥833	2.59%	22.30%	457人
¥22	¥834	2.71%	22.30%	457人
¥23	¥835	2.83%	22.30%	457人
¥24	¥836	2.96%	22.55%	462人
¥25	¥837	3.08%	22.55%	462人
¥26	¥838	3.20%	22.55%	462人
¥27	¥839	3.33%	22.55%	462人
¥28	¥840	3.45%	22.55%	462人
¥29	¥841	3.57%	22.89%	469人
¥30	¥842	3.69%	23.13%	474人
¥31	¥843	3.82%	23.13%	474人
¥32	¥844	3.94%	23.13%	474人

総括表(1) (産業・就業形態別の賃金総額総別、規模別、地域別、年齢別、年齢別表)
02年

産業：(全て) 電子部品・デバイス 就業形態：(全て)

事業所数単位 雇用雇用除外除く

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計		規模別					地域別					年齢別				
	1~9人	10~29人	30~99人	全業	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	
計	2,049 (1.3)	478 (1.1)	1,493 (1.0)	2,049 (1.3)													
812	336 (16.3)	49 (10.3)	279 (18.7)	336 (16.3)													
813	336 (16.4)	52 (10.8)	279 (18.7)	336 (16.4)													
814	336 (16.4)	52 (10.8)	279 (18.7)	336 (16.4)													
815	342 (16.7)	52 (10.8)	284 (19.0)	342 (16.7)													
816	397 (19.4)	52 (10.8)	340 (22.8)	397 (19.4)													
817	397 (19.4)	52 (10.8)	340 (22.8)	397 (19.4)													
818	397 (19.4)	52 (10.8)	340 (22.8)	397 (19.4)													
819	434 (21.2)	88 (18.4)	340 (22.8)	434 (21.2)													
820	434 (21.2)	88 (18.4)	340 (22.8)	434 (21.2)													
821	434 (21.2)	88 (18.4)	340 (22.8)	434 (21.2)													
822	434 (21.2)	88 (18.4)	340 (22.8)	434 (21.2)													
823	441 (21.5)	96 (20.0)	340 (22.8)	441 (21.5)													
824	446 (21.8)	96 (20.0)	345 (23.1)	446 (21.8)													
825	446 (21.8)	96 (20.0)	345 (23.1)	446 (21.8)													
826	446 (21.8)	96 (20.0)	345 (23.1)	446 (21.8)													
827	446 (21.8)	96 (20.0)	345 (23.1)	446 (21.8)													
828	446 (21.8)	96 (20.0)	345 (23.1)	446 (21.8)													
829	457 (22.3)	96 (20.0)	355 (23.8)	457 (22.3)													
830	457 (22.3)	96 (20.0)	355 (23.8)	457 (22.3)													
831	457 (22.3)	96 (20.0)	355 (23.8)	457 (22.3)													
832	457 (22.3)	96 (20.0)	355 (23.8)	457 (22.3)													
833	457 (22.3)	96 (20.0)	355 (23.8)	457 (22.3)													
834	457 (22.3)	96 (20.0)	355 (23.8)	457 (22.3)													
835	462 (22.5)	96 (20.0)	360 (24.1)	462 (22.5)													

836	836	462 (22.5)	6 (7.1)	96 (20.0)	360 (24.1)	462 (22.5)	462 (22.5)	334 (20.3)	61 (28.3)	66 (40.5)
837	837	462 (22.5)	6 (7.1)	96 (20.0)	360 (24.1)	462 (22.5)	462 (22.5)	334 (20.3)	61 (28.3)	66 (40.5)
838	838	462 (22.5)	6 (7.1)	96 (20.0)	360 (24.1)	462 (22.5)	462 (22.5)	334 (20.3)	61 (28.3)	66 (40.5)
839	839	462 (22.5)	6 (7.1)	96 (20.0)	360 (24.1)	462 (22.5)	462 (22.5)	334 (20.3)	61 (28.3)	66 (40.5)
840	840	469 (22.9)	6 (7.1)	98 (20.5)	366 (24.5)	469 (22.9)	469 (22.9)	342 (20.8)	61 (28.3)	66 (40.5)
841	841	474 (23.2)	6 (7.1)	98 (20.5)	371 (24.8)	474 (23.2)	474 (23.2)	347 (21.1)	61 (28.3)	66 (40.5)
842	842	474 (23.2)	6 (7.1)	98 (20.5)	371 (24.8)	474 (23.2)	474 (23.2)	347 (21.1)	61 (28.3)	66 (40.5)
843	843	474 (23.2)	6 (7.1)	98 (20.5)	371 (24.8)	474 (23.2)	474 (23.2)	347 (21.1)	61 (28.3)	66 (40.5)
844	844	479 (23.4)	6 (7.1)	98 (20.5)	376 (25.2)	479 (23.4)	479 (23.4)	352 (21.4)	61 (28.3)	66 (40.5)
845	845	2,049 (100.0)	78 (100.0)	478 (100.0)	1,493 (100.0)	2,049 (100.0)	2,049 (100.0)	1,645 (100.0)	217 (100.0)	164 (100.0)
時間平均賃金額		206,423	214,507	194,660	209,764	206,423	206,423	207,788	229,523	162,421
月一人当たり労働時間数		1,222	1,410	1,135	1,240	1,222	1,222	1,226	1,343	1,036
第1・2 0分位数		168	149	171	168	168	168	169	170	155
第1・1 0分位数		812	765	812	812	812	812	812	812	812
第1・4 分位数		850	917	855	844	850	850	817	812	812
四分位差係数		1,080	1,281	1,051	1,077	1,080	1,080	860	820	812
		0.2574	0.1887	0.2016	0.2704	0.2574	0.2574	1,136	900	909
								0.2468	0.4052	0.1700

【上段】 業績労働者数

【下段】 業績構成比

鹿児島県産業別最低賃金の改定状況の推移
自動車(新車)小売業最低賃金(鹿児島県)

年 度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1
日額 (円)	3,982	4,193	4,387	4,545	4,680	4,801	4,925	5,056	5,157	5,208	5,255	5,294	5,302																	
最低賃金 時額 (円)	498	525	549	569	585	601	616	632	645	651	657	662	663	664	666	669	672	681	682	700	710	716	724	735	748	762	780	799	821	844
未 満 率	0.0%	0.5%	0.9%	1.1%	1.3%	1.5%	1.6%	1.7%	1.8%	1.9%	2.0%	2.1%	2.2%	2.3%	2.4%	2.5%	2.6%	2.7%	2.8%	2.9%	3.0%	3.1%	3.2%	3.3%	3.4%	3.5%	3.6%	3.7%	3.8%	3.9%
影 響 率	0.2%	1.0%	1.6%	2.0%	2.4%	2.8%	3.1%	3.4%	3.7%	3.9%	4.1%	4.3%	4.5%	4.7%	4.9%	5.1%	5.3%	5.5%	5.7%	5.9%	6.1%	6.3%	6.5%	6.7%	6.9%	7.1%	7.3%	7.5%	7.7%	7.9%

(参考)引上げ状況

年 度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	
日額 (円)	-	211	194	158	135	121	124	131	101	51	47	39	8																		
率	-	5.30%	4.63%	3.60%	2.97%	2.59%	2.58%	2.60%	2.00%	0.99%	0.90%	0.74%	0.15%																		
自動車 (新車)小 売業 時額額 (円)	-	27	24	20	16	16	15	16	13	6	6	5	1	1	2	3	3	3	9	11	8	10	6	8	11	13	14	18	19	22	23
率	-	5.42%	4.57%	3.64%	2.81%	2.74%	2.50%	2.60%	2.06%	0.93%	0.92%	0.76%	0.15%	0.15%	0.30%	0.45%	0.45%	1.34%	1.62%	1.10%	1.43%	0.85%	1.12%	1.52%	1.77%	1.87%	2.36%	2.44%	2.75%	2.80%	
金額 (百円)	173	186	169	128	105	102	97	103	86	45	38	34																			
率	4.83%	4.98%	4.31%	3.13%	2.49%	2.36%	2.19%	2.28%	1.86%	0.95%	0.80%	0.71%																			
金額 (百円)	22	24	20	16	13	13	12	13	11	5	5	4	1	0	1	2	3	8	8	3	12	5	7	11	13	16	21	22	24	29	
率	4.93%	5.13%	4.07%	3.13%	2.45%	2.40%	2.17%	2.30%	1.90%	0.85%	0.84%	0.67%	0.17%	0.00%	0.17%	0.33%	0.69%	1.31%	1.29%	0.68%	1.90%	1.08%	1.68%	1.95%	2.36%	3.03%	3.08%	3.26%	3.81%		

鹿児島県産業別最低賃金の改定状況の推移
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金(鹿児島県)

年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	
最低賃金	日額 (円)	3,981	4,208	4,403	4,549	4,666	4,787	4,907	5,030	5,130	5,181	5,229	5,265	5,273																	
	時間額 (円)	498	526	551	569	584	599	614	629	642	648	654	659	659	660	661	664	668	677	685	688	692	696	700	710	720	732	745	765	788	812
未満率	18.4%	4.0%	8.9%	7.0%	5.9%	9.1%	14.3%	10.5%	11.8%	14.8%	13.6%	20.1%	24.7%	18.3%	8.8%	3.8%	11.85%	5.84%	6.78%	9.19%	10.70%	8.80%	9.02%	0.45%	0.00%	1.19%	5.06%	2.09%	0.32%	0.57	
影響率	46.0%	25.8%	28.6%	18.0%	16.3%	22.3%	25.7%	21.9%	25.0%	21.5%	18.9%	25.9%	24.7%	19.8%	9.9%	7.5%	15.73%	11.38%	11.73%	12.57%	15.07%	10.86%	14.33%	27.63%	42.94%	21.81%	18.67%	24.41%	19.95%	30.05%	

(参考)引上げ状況

年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1			
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	日額 (円)	199	227	195	146	117	121	120	123	100	51	48	36	8																			
	率	5.26%	5.70%	4.63%	3.32%	2.57%	2.59%	2.51%	2.51%	1.99%	0.99%	0.93%	0.69%	0.15%																			
	時間額 (円)	25	28	25	18	15	15	15	15	13	6	6	5	0	1	1	3	4	9	8	3	4	4	4	10	12	13	20	23	24			
	率	5.29%	5.62%	4.75%	3.27%	2.64%	2.57%	2.50%	2.44%	2.07%	0.93%	0.93%	0.76%	0.00%	0.15%	0.15%	0.45%	0.60%	1.35%	1.18%	0.44%	0.58%	0.57%	1.43%	1.41%	1.67%	1.78%	2.68%	3.01%	3.05%			
地域別	日額 (円)	173	186	169	128	105	102	97	103	86	45	38	34																				
	率	4.85%	4.98%	4.31%	3.13%	2.49%	2.36%	2.19%	2.28%	1.86%	0.95%	0.80%	0.71%																				
地域別	時間額 (円)	22	24	20	16	13	13	12	13	11	5	4	4	1	0	1	2	3	8	8	3	12	5	7	11	13	16	21	22	24	29		
	率	4.93%	5.13%	4.07%	3.13%	2.46%	2.40%	2.17%	2.30%	1.90%	0.85%	0.84%	0.67%	0.17%	0.00%	0.17%	0.33%	0.49%	1.31%	1.29%	0.48%	1.90%	0.78%	1.08%	1.68%	1.95%	2.36%	3.03%	3.08%	3.26%	3.81%		

令和元年度 産業別最低賃金決定状況（全国・ランク別）

自動車小売業関係

目安 ランク	都道府県名	改正後 (円)	改正前 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	元年県最賃 改正額		効力発生日	備 考
						時間額 (円)	引上額 (円)		
A	埼 玉	957	936	21	2.24	926	28	R1.12.1	自動車小売
	千 葉	922	922	0	0.00	923	28	H30.12.25	新車
	神奈川		842		0.00	1011	28	H23.12.21	自動車小売
	愛 知	941	921	20	2.17	926	28	R1.12.16	新車
			800		0.00			H19.12.16	新車・自動車部分品・付属品を含む
大 阪	965	937	28	2.99	964	28	R1.12.1	自動車小売	
B	富 山		769		0.00	843	27	H23.1.20	新車
	京 都	911	884	27	3.05	909	27	R2.1.9	新車
			741					H9.12.21	自動車小売
	兵 庫	901	876	25	2.85	899	28	R1.12.1	自動車小売
広 島	912	890	22	2.47	871	27	R1.12.31	自動車小売	
C	宮 城	890	865	25	2.89	824	26	R1.12.15	自動車小売
	新 潟	919	898	21	2.34	830	27	R1.12.19	新車・自動車部分品・付属品を含む
	奈 良	884	867	17	1.96	837	26	R1.12.25	自動車小売
	福 岡	940	915	25	2.73	841	27	R1.12.10	新車
D	青 森	861	838	23	2.74	790	28	R1.12.21	自動車小売
	岩 手	861	838	23	2.74	790	28	R1.12.28	自動車小売
	秋 田	861	838	23	2.74	790	28	R1.12.25	新車・自動車部分品・付属品を含む
	福 島	867	848	19	2.24	798	26	R1.12.21	自動車小売
	島 根	865	838	27	3.22	790	26	R1.12.1	新車
	大 分	844	821	23	2.80	790	28	R1.12.25	新車
	宮 崎	828	804	24	2.99	790	28	R1.12.28	新車
	鹿 児 島	844	821	23	2.80	790	29	R1.12.29	新車
沖 縄	770	770	0	0.00	790	28	H30.11.18	新車	

令和元年度 産業別最低賃金決定状況（全国・ランク別）

電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業関係

目安 ランク	都道府県名	改正後 (円)	改正前 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	元年県最賃 改正額		効力発生年月日	備 考
						時間額 (円)	引上額 (円)		
A	埼 玉	951	930	21	2.26	926	28	R1.12.1	
	千 葉	951	928	23	2.48	923	28	R1.12.25	
	東 京		829			1014	28	R2.12.31	精密機器を含む
	神奈川		890			1011	28	R27.3.1	
	愛 知	901	901	0	0.00	926	28	H30.12.16	
	大 阪	965	937	28	2.99	964	28	R1.12.1	
B	茨 城	901	877	24	2.74	849	27	R1.12.31	精密機器を含む
	栃 木	910	889	21	2.36	853	27	R1.12.31	
	富 山	849	823	26	3.16	848	27	R1.12.19	
	山 梨	913	890	23	2.58	837	27	R2.1.12	
	長 野	892	872	20	2.29	848	27	R1.11.27	精密機器を含む
	静 岡	919	900	19	2.11	885	27	R1.12.21	
	三 重	905	886	19	2.14	873	27	R1.12.21	
	滋 賀	914	894	20	2.24	866	27	R1.12.29	精密機器を含む
	京 都	936	919	17	1.85	909	27	R1.12.22	
	兵 庫	900	873	27	3.09	899	28	R1.12.1	
	広 島	895	873	22	2.52	871	27	R1.12.31	
C	北海道	894	868	26	3.00	861	26	R1.12.1	
	宮 城	862	841	21	2.50	824	26	R1.12.15	
	群 馬	908	886	22	2.48	835	26	R1.12.28	
	新 潟	908	890	18	2.02	830	27	R1.12.31	
	石 川	868	847	21	2.48	832	26	R1.12.31	
	福 井	857	840	17	2.02	829	26	R1.12.24	
	岐 阜	886	866	20	2.31	851	26	R1.12.21	
	奈 良	882	865	17	1.97	837	26	R1.12.25	
	岡 山	878	854	24	2.81	833	26	R1.12.25	
	山 口	892	865	27	3.12	829	27	R1.12.15	
	徳 島	885	862	23	2.67	793	27	R1.12.21	
	香 川	883	862	21	2.44	818	26	R1.12.15	
D	福 岡	926	905	21	2.32	841	27	R1.12.10	
	青 森	829	806	23	2.85	790	28	R1.12.21	
	岩 手	818	796	22	2.76	790	28	R1.12.28	
	秋 田	833	808	25	3.09	790	28	R1.12.25	
	山 形	843	821	22	2.68	790	27	R1.12.25	
	福 島	833	815	18	2.21	798	26	R1.12.22	
	鳥 取	807	790	17	2.15	790	28	R1.12.28	
	島 根	822	800	22	2.75	790	26	R1.11.28	
	愛 媛	892	870	22	2.53	790	26	R1.12.25	
	高 知	793	788	5	0.63	790	28	R1.12.29	
	佐 賀	836	816	20	2.45	790	28	R1.12.22	
	長 崎	833	808	25	3.09	790	28	R1.12.27	
	熊 本	832	807	25	3.10	790	28	R1.12.15	
	大 分	832	807	25	3.10	790	28	R1.12.25	
宮 崎	800	775	25	3.23	790	28	R1.12.27		
鹿 児 島	812	788	24	3.05	790	29	R1.12.19		